

令和4年（ワ）第30091号 損害賠償等請求事件

原告ら 一般社団法人 Colabo 外1名

被告 水原 清晃

原告ら第11準備書面

2024年4月12日

東京地方裁判所 民事第4部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 神 原



第1 認否漏れの部分について

被告の2023年2月17日付け準備書面(1)14頁、3(2)の「なお、被告は原告らがブログと称しているnote上に、別紙5謝罪文目録記載の謝罪文を記載している」との点は否認する。

第2 被告準備書面(7)について

1 仁藤供述が当初の主張を変更するものであるとの主張について

- (1) 被告は、甲12のホワイトボード上に記載された金額について、「そうですね。その子たちの生活費のイメージトレーニングをしていたので、Colaboにいるうちだけとか、Colaboを出た後だけとか、そういうことではなかったと思います」（原告仁藤32頁）との供述を捉え、当初の主張を訂正したとか、ホワイトボードに記載された賃料3万円は中長期シェルターの利用料であることを認めた等と主張している。
- (2) しかし、原告仁藤は、「この3万円と家賃が書いてあるのは、結局、Colaboにいる間の話も含めて考えていたこともあるので、そのときの金額を書いているかもしれないっていう、そういうことなんですか？」との質問に「そうですね」と答えた

にすぎず、しかも、しかもその金額は「その子たちの生活費のイメージトレーニング」に過ぎないと述べているのである。

そうすると、仁藤供述は、ホワイトボードに記載された賃料 3 万円が実際は中長期シェルターの利用料だと述べているものではない。

- (3) この点、被告は、甲 1 2 のホワイトボード上に記載された賃料 3 万円が中長期シェルターの賃料 3 万円と一致していることを問題とする。

しかし、中長期シェルターで暮らす女性たちが、今後の自立に向けて金銭感覚を掴むイメージトレーニングとして、月額 3 万円の家賃をイメージとして書いたとき、それがシェルター退去前を想定して書いたのか、それとも退去後に 3 万円の家賃の部屋を借りることを想定して書いたのか、原告仁藤にはわからないことなのである。

したがって、原告仁藤は「Colabo にいる間の話も含めて考えていたこともあるので、そのときの金額を書いてあるかもしれない」の限度で「そうですね」と供述したのであって、従前の供述と矛盾していない。

また、そもそも、中長期シェルターで暮らす女性たちが、シェルター退去後に 3 万円の家賃の部屋を借りることもあり得るのである。そうすると、甲 1 2 のホワイトボード上に記載された賃料 3 万円が中長期シェルターの賃料 3 万円と一致していたからといって、ホワイトボードに記載された家賃 3 万円は中長期シェルターの賃料だと決めつける被告の推論には相当な無理がある。

- (4) よって、この点に関する被告の主張は誤りであり、これを前提とする被告の主張（11～14 頁）は全て誤りである。

2 原告 Colabo は生活保護受給者から 5 万 3 7 0 0 円徴収したから摘示事実の重要部分は真実だとの主張について

- (1) 被告は、原告 Colabo は生活保護受給者から 5 万 3 7 0 0 円徴収したから摘示事実の重要部分は真実だと主張している。
- (2) しかし、本件摘示事実の重要な部分は、原告らが女性 3 人をタコ部屋（1LDK）に

住まわせて毎月一人65000円徴収したとの事実である。とりわけ女性3人を同じ部屋に住まわせて一人65000円（合計19万5000円）徴収したとの事実が重要である。

- (3) そうすると、本件審理全てを見ても、女性3人を同じ部屋に住ませた事実、部屋がタコ部屋のような狭い部屋であった事実（1LDK）、3人から合計19万5000円徴収した事実などが立証されておらず、この点こそが原告らの社会的評価を低下させる重要部分なのであるから、摘示事実の重要な部分が立証されているとはいえない。

- (4) よって、被告の主張は失当である。

3 原告らは少女の生活保護不正受給に加担したから本件摘示事実が真実だとの主張について

- (1) 被告は、原告らは少女の生活保護不正受給に加担したから本件摘示事実が真実だと主張している。
- (2) しかし、原告仁藤は生活保護を受給している少女らにアルバイト代を申告するよう指導していたのだし（原告仁藤17頁）、そもそも本件少女がColaboのシェアハウスにいた期間に生活保護を不正に受給した等という事実は一切立証されていないのであるから、原告らが少女の生活保護不正受給に加担したとの事実は真実でない。
- (3) よって、被告の主張は失当である。

4 原告らの社会的評価が低下したのは不正会計が原因だとの主張について

- (1) 被告は、原告らの社会的評価が低下したのは不正会計が原因だと主張している。しかし、被告のいう「不正会計」の存在が立証されていないから、被告の主張は失当である。
- (2) なお、監査結果（乙5）によれば、被告の主張はほぼ全て監査委員によって「妥当でない」として適切に退けられ、なんら違法行為は確認されていない。ホテルの

宿泊費（18頁）、車両関連費（19頁）、旅費交通費（19頁）、通信運搬費（20頁）、会議費（20頁）各種保険（20頁）、医療費（20頁）、実施状況報告書についての不正（21頁）について、被告の主張はいずれも「妥当でない」として退けられた。

監査対象局（福祉保健局）は、上記勧告に基づいて、若年被害女性等支援事業の委託経費の実績額を再調査したところ、調査の結果（乙6）、原告 Colabo が東京都に報告していた支出額のうち、2713万1000円が「本事業の実施に必要な経費の実績額」として認定された（同6頁）。しかし、東京都から実際に支払われた委託経費は2600万円であり、これを上回る金額については原告 Colabo が自主財源から持ち出して支払ったということが確認されている。

したがって、「不正会計」なるものはそもそも存在しない。

(4) よって、被告の主張は失当である。

5 本件各記事等は原告らの活動に支障を発生させた数々の原告記事等の一部に過ぎないとの主張について

(1) 被告は、原告らの社会的評価を低下させ、原告 Colabo の活動に支障が生じたのは、被告が公表した多数の記事等に起因するものであって、本件各記事等に起因する部分は僅少であると主張している。

(2) この点、すでに第10準備書面61頁以下で述べたとおり、本件各記事等は、その影響によって他の記事による誹謗中傷をより効果的にし、その拡散範囲を広げる等したのであって、本件各記事等は、原告らが受けた社会的評価の低下による全ての損害と因果関係がある。

(3) それだけでなく、前記3で述べたとおり、監査結果（乙5）によれば、被告の主張はほぼ全て監査委員によって「妥当でない」として適切に退けられ、なんら違法行為は確認されていないのであるから、「被告が公表した多数の記事等」はいずれも事実無根の誹謗中傷であり、違法な名誉毀損行為である。

そして、被告による原告らに対する名誉毀損行為が他にあったからといって、

本件各記事による不法行為が免責されたり、その責任が減殺されたりすることはありえないのであるから、被告は、本件各記事等と因果関係がある全ての損害について責任を負うべきである。

(4) よって、被告の主張は失当である。

6 原告らに生じた損害は回復したとの主張について

(1) 被告は、原告らに生じた損害は本件訴訟の提訴記者会見が報道されたことによって回復したと主張する。

(2) しかし、すでに詳細に立証したとおり、原告らの事業に対する事実無根の誹謗中傷や妨害は現在まで続いているから、記者会見の報道によって原告らの損害が回復したとの事実はない。

(3) よって、被告の主張は失当である。

7 原告らによる提訴記者会見が原告らへの誹謗中傷を激化させたとの主張について

(1) 被告は、原告らによる提訴記者会見が原告らへの誹謗中傷を激化させたのであると主張する。

(2) しかし、提訴記者会見は本件記事等によるデマが真実に反していることを説明するものであったところ、これに反発する者が多かったということは、とりもなおさず被告によるデマを信じた者が多かったとの事実を示すものにほかならないのであって、その逆ではない。

そうすると、原告らによる提訴記者会見が原告らへの誹謗中傷を激化させたとなれば、それは被告によるデマの影響であるから、いずれにしても被告の責任を減殺しない。

(3) よって、被告の主張は失当である。

8 原告 Colabo が都の補助金を受けない判断をしたのは Colabo 自身の決定によるものだと主張について

(1) 被告は、原告 Colabo が都の補助金を受けない判断をしたのは Colabo 自身の決定によるものであって、被告の誹謗中傷によるものではないと主張する。

(2) この点、都の 2023 年度の事業は補助金事業となり、団体からの申込を受け付けていたが、補助金の要綱によれば、相談者の女性に関する情報の行政への提供が必須となったことから、原告 Colabo は申し込みをしないこととした。

これは、行政に開示された資料が情報公開請求を通して被告のような悪意のある人物に渡ることを防ぐための苦渋の決断であった（原告仁藤 12 頁）。すなわち、被告が本件各記事等を含む膨大なデマを流し、これによって誹謗中傷や事業への妨害、時に物理的暴力が発生するようになったことから、原告 Colabo は被保護女性らの安全のために補助金事業から撤退したのである。

これも本件各記事等を含む膨大なデマによる結果であるから、被告はそれによる損害に責任を負う。

(3) よって、被告の主張は失当である。

以上